

はしがき

行政活動は国民の生活のほとんどの面に大きく関わっている。そのため、国民の利益保護の視点から行政活動を適正なものにする基本的なやり方として、行政を法的にコントロールすることが求められることになる。その法体系が行政法である。

この間、行政のあり方が大きく変動しつつあることにより、行政法学はその原点に立ち返って、根本的な再編成をさえ迫られているという問題がある。「行政法の危機」とまでもいわれるような事情である。

他方、従来からいわれてきたことではあるが、行政法のわかりにくさ、の問題がある。通常の法学教育において、憲法や、民刑事法の履修が先行し、その後行政法の学修が始められることが通例であることもあって、学生諸君からは、行政活動に関する「法」的な問題の所在がつかまえないととの感想がしばしば寄せられてきた。

このような2つの大きな課題を念頭におきながら、具体的場面がイメージできるように説明することの重要性を感じてきたところである。幸いにも、同じような感をもっていた者たちが集まって、本書を創りあげることができた。

執筆にあたっての基本的な考え方としては、初学者にもわかりやすいコンパクトな説明をこころがけることを第一とした。しかし、学会の基本的な理論状況にはできるだけ触れることをも旨とした。また、公務員試験等をにらんで、客観的説明を基礎とすることとし、いわゆる多数説的説明をベースにしたため、執筆者個人の「得意技」を封じた部分もあるかもしれない。さらに、理解を促進するために図表をできるだけ取り入れるようにした。そして、コラムや設問において、やや高度な理論展開に触れてもらう可能性をも広げようとした。

4名の話し合いを通じて理解の共有につとめたが、具体的な叙述についてはなお分担者それぞれの責任である。

本書は、法律文化社の岡村勉社長と本社編集部、小西英央氏の労のおかげで、このような形で出版することができた。記して謝意を表する。多方面からのご批判・ご指導をいただければ幸いである。

2001年の年頭にあたって

執筆者を代表して 見上 崇洋

【第3版の刊行にあたって】

今回、構成の手直しを含め、大幅に改訂した。2005年の行政事件訴訟法の改正やそれをきっかけとした行政判例の傾向の変化など、付加したり修正したりする部分が目につくようになったからである。

重要判例を取り出して説明するなど、よりわかりやすくしたつもりである。多方面からのご批判・ご指導をいただければ幸いである。

2012年1月

執筆者を代表して 見上 崇洋